

家光時代の經濟生活と儉約思想

安 藤 良 平

序

江戸幕府創業から寛永の鎖国にいたる三十六年間の社会の変化は政治、經濟、思想の各方面にあらわれ、戦国の余風は次第にその影を没して、急速に政治体制がととのい、將軍の權威がたかまり、武家を頂点とする身分制秩序が社会に定着しつつあった。

この情勢のなかで三代將軍家光の政治が展開されるのであるが、彼が実際にどの程度政治に関与したか、或は專制權力を掌握していたかは從來説の分かれるところで、なかには彼を智能指数の低い病弱將軍で、幕閣老臣の献策のイエスマンにすぎなかったという批評もある。しかし家光の治政をみると閣老の意見に従わず、その反対をおしきって專断実行していることもあり、いわゆる象徴的君主ではない。特に本論でのべる財政問題については、彼のデスポットの意志が強くあらわれていることは否定できない。

家光は家康の推挙によって將軍職を継承した事情もあって家康を深く崇拜し、家康を仰ぐこと神としての信仰にちかく、何事も権現様の方針に従うことを念願したのであるが、事、財政に関しては必ずしも家康の政策に倣っていない。

家康は天下に聞えた蓄財家で、晩年の秀吉が、「江戸の内府殿は余より遙かに金銀を蓄えている」と大名に語ったのは有名である。孫の家光はわりに潤達で金銀の支出について寛大であった。両者の經濟觀念の相違は次の話によくあらわれている。

東照宮御実記のなかに「上（家康）の儉素におわしますことを知らで、世には吝嗇に過て、ただ貨宝をのみ収縮し給ふと評し奉ると聞しめし、上府に金銀の集るときは、世間に少なければ人みな金銀を大切に思ふゆえ、諸物の価もおのずから低下する理なり、金銀世に多ければ、物価たかくなりて世人艱困するよし、松平右衛門正綱に仰せられき」とあり、この家康の金銀蓄積による景氣抑制策に対し、吉良日記（本文意訳）によると、家光出遊の途次、御金蔵にたちよった。忠勝、忠秋先行して家光を迎えた。家光蔵内に充満した金箱を指し「これは何か」と問うた。忠勝「皆金にて、これは家康公よりの御譲り、これは秀忠公よりの御譲りなり」と答えた。家光「たわけ者よな、誰が譲りということがあるうか、今となつては皆我が金ぞ、かく蔵にのみ積み置きては、下々の困窮すること尤もなり。悉く取り出し、望み次第に与ふべし、役人共も借り受けよ」と言った。忠勝「金銀は天下の重宝であるものを、尊

慮を以て下々に貸し給はるといふこと尤も畏きことなり」と答えた。家光立返って「あの鼻垂し奴、金銀の重宝は言ふまでもなし、かく積み置いては土石に等し、旗本共は皆三河以来、一命を抛つての奉公なり、今その子孫の困窮をみて何ぞ救はざらんや、返す返すたわけたることをいふ者かな」と言い、甚だ機嫌が悪かった。家光の金銀支出必要説である。この二つの逸話には將軍の器宇を顕彰する意図がつよくみえて信用できない点もあるが、後の話には傍証といつてよいものがある。

一六三六年五月四日（寛永十三年）オランダ商館長ニコラス・クーケバツケルの日記（永積洋子氏訳）に、平戸侯（松浦肥前守隆信）の言として「皇帝（將軍）は常に次のように述べている。貴下達、奉行、司令官は贈物により貴下の知性を曇らせてはならない。貴下達が法律を正しく施行するためである。もし貴下の中に金や富を好む人があれば私の金庫に行き好きだけ取るがよい」（傍点筆者）この言葉は吉良日記のなかの「悉く取り出し、望み次第に貸し与うべし、役人共も借り受けよ」という家光の言とよく契合している。

おそらく家光の御金蔵での忠勝との対話は大方の大名の耳に入っていたのであろう。

この歳、秀忠没後三年、家光三十二歳であった。この時にかぎらず家光は、その祖家康、秀忠が嘗々と蓄積した金銀を気前よく支出するのであるが、平和がつづき、戦乱にそなえて軍資金を蓄積するという必要がうすれてきたにしても、かなり積極的な消費であり、これについて閣老達も家光の行為を抑制できなかったとおもわれる。しかしその結果次代將軍家綱の頃になると早くも幕府の財政は逼迫しはじめた。

(一) 遺金の消費

慶長三年、秀吉のもとへ諸国から納入された金銀は

金三千三百九十七枚余（金一枚 四十七・八匁）

銀七万九千四百枚余

秀吉の死後、諸大名に形見分けした金銀は

金六千枚

銀二万五千枚

大坂落城後徳川方で没収した金は

金二万八千六十枚

銀二万四千枚

家康が將軍職を秀忠に譲った二年後、慶長十二年十月秀忠に与えた金

銀は

金三万枚

銀一万二千貫

この時、その使途として、家康は一、軍用 二、江戸城下の火災、天

災の救済 三、全国の飢饉の救済を指示した。さらに「駿府土産」によ

ると家康駿府に隠退の際秀忠に譲った金は

金十五万枚

元和二年、家康死去の直前に親族に分配した金は

金百二十万兩

金三十万兩

金三十万兩

金十万兩

秀忠へ

義直（尾張家）へ

頼宣（紀伊家）へ

頼房（水戸家）へ

以上の金銀の動きは「徳川家康 北島正元氏、徳川幕閣 藤野保氏、大阪冬の陣夏の陣 岡本良一氏その他」による。

なお家康没後の遺産総目録には、一箱十貫目入りの銀四千九百余箱、一箱二千両入りの金四百七十箱、銀錢、五百五十貫文の他、生糸三百七十貫余、羅紗二百五十反、サテン五百六十反余、ベルペトワン百三十反、緞子千二百反、伽羅二十七貫、沈香五十貫等あって、家康が日本一の財産家であったことがわかる。(鎖国 岩生成一氏)

寛永九年一月、秀忠死去したが二月にはその遺金を親族、諸侯、諸役人に頒賜した。

大判金五千七百七十二枚

小判金十三万四千五百六十二両

銀四十三万七千二百二十八枚(東武実録)

同十二年七月、家光は譜代大名四十人に

金五十万八千七百両

旗本家人に

金三十七万両余

を貸与した。

これらは序でふれたように家光が幕臣の為に遺金を支出した最初であるが、大名旗本共 年来負債に苦しむ者多きにより、將軍より立替えおく、という意であった。(江城年録)

これよりさき寛永三年九月七日、家光初めて將軍として上洛、その挨拶として朝廷に金品を献上した。

主上へ 銀三万両 時服二百領 沈香一本

欄絹百卷 紅糸二百斤 玳瑁三十枚

家光時代の経済生活と儉約思想

麝香五斤 行平御太刀

中宮へ 銀一万両 時服五十領 沈香七十五斤

紅糸百斤 緋華糸絹五十卷 白絹五十卷

麝香二斤

女院へ 銀一万両 時服五十領 沈香七十五斤

紅糸百斤 緋華糸絹五十卷 白綾五十卷

麝香二斤

女一宮へ 銀三千両 時服三十領 金欄十卷

黄金白銀各五百斤

女二宮へ 銀二千両 時服二十領 金欄十卷

金銀各五百斤

なお女一宮、二宮に金銀各五百斤とあるは、雛遊の具に新造された。

(寛永行幸記)

この御祝儀は公武和親の志もあったが多額の献上であり、特に贈進の品々が御太刀を除いて当時、最高の舶来品であることは、次項にのべる舶来輸入品の普及と関連して興味がふかい。

寛永十一年、再度の上洛にあたっては、七月二十三日、家光は「京洛の町年寄、毎町より二人づつ本丸、三丸間の白洲に召しよせ」上洛の祝として

銀十二万枚(一説に銀十一万六千二百五十三枚)

を京都の町人に下賜した。

「世に伝ふる所はこたび京にて、市人三万五千四百十九人へ銀五千貫賜りし事、公武共に例なき事とて、京人の感悦ななめならず、歓抔して江

家光時代の経済生活と儉約思想

戸様の方は足になしていぬべからず」といった。(徳川実記) なお当時の京の町屋三万五千四百十九戸、賜った銀、毎戸百三十四匁八分二厘であった。

次いで閏七月二十六日、家光大坂に赴いた際は、大坂、堺、奈良の地子銭を永代免除した。(堂島旧記他)

江戸に帰還後、「九月一日、江戸府内の町人を大手の広庭に召しあつめ、土井大炊頭利勝仰せをつたえ、大目付、町奉行伺公して銀五千貫を下賜した。二十年土着のものへ三枚づつ、二十年以前のものには五枚づつ、はしばしのものには二枚づつほどこされしをかしこみて、湯島、浅草辺にて度々金の祝といふことを催し、土人遊樂して絃歌の声絶えなかつた」。(徳川実記)

今度は三都市に対して広く賜金ならびに地子銭の免除をおこなつたわけであるが上の慈悲恩恵という形で、幕威を示す撫恤の策であつてもやはり放漫財政として、諸物価騰貴の原因となつたことは否定できないであらう。

慶安四年四月二十日、家光四十八歳で死去したが、同年六月十九日、家光の遺金贈進頒賜があつた。

長松(綱重)へ 金五万兩

徳松(綱吉)へ 金五万兩

天寿院(千姫)へ 金一万兩

高田御方(秀忠娘勝姫)へ 金五千兩

宝樹院(家綱生母)へ 金五千兩

本理院(家光夫人)へ 金五千兩

清泰院(家光養女)へ 金二万兩

千代姫(家光長女)へ 金二万兩

長松生母(綱重)へ 金二千兩

徳松生母(綱吉)へ 金二千兩

その他 旗本家人へ

大判金 千三百枚

小判金 八百兩

銀 三十万九千五百枚

(徳川家光公伝)

以上のような家光時代の華かな金銀の大消費は時代の要請があつたとしても、家康、秀忠の莫大な遺産があつてこそ実現したのであるが、皇室以下庶民にいたるまで贈賜金することによって天下泰平の慶徳を示し、幕威を確立できると考えたのであらう。

なお家光の金銀支出に逸することのできないものに、日光東照宮造営がある。その概要を記して本項を結びたい。

寛永十一年秋九月、家光は日光に参詣した。「寛元聞書」によると「日光御参により、いそぎ御宮修理の事仰出され、惣奉行奉りたる秋元但馬守泰朝にこたびの費用なほどならんと尋ねられしに、百万兩程と申す。御修理成て御参ありしとき、重ねて御たづね有ければ、御いそぎゆえ先に申せしごとく百万兩ばかりに侍らんといふ。公おもひのほかにいらすと仰られしとなり」とある。

日光寛永大造営の実際の費用については、総奉行を勧めた前出の秋元家に伝えられた日光山東照宮造営帳三冊の発見によって判明した。

この造営帳は名こそ造営帳であるが実際は決算報告であつて、寛永十

九年閏九月に、総奉行秋元但馬守泰朝、奉行嶋四郎左衛門三安、庄田小左衛門安照が連署して、幕府の御金奉行山田市兵衛、石川与次右衛門に宛てて提出したもので、これによれば泰朝等は寛永十二年に金五十六万八千兩（但し小判、内二千兩は一分判）および銀百貫目を与次右衛門と市兵衛より受取り、また米千石を幕府の御庫より受取り、これが日光東照宮造営の全費用であった。この造営帳発見によって幕府が天下の三百諸侯に命じて大いに金銀を献せしめ、これを造営費用にあて、諸侯を疲弊せしめて反乱を不可能ならしめたという俗説は誤りであることが明らかになった。（徳川家光公伝 一九七頁 二二二頁）

日光東照宮造営は家光の祖父家康に対する報恩、孝心のいたすところであるが、その費用が町人（商人、職人）などの懐をうるほしたことを別にしても、将来にわたる保守、營繕、將軍の日光参拜などの諸費用を考えると、この経費も幕府にとって容易でなく、その財政にかなり影響したものとおもわれる。

（二）舶来品の普及

寛永十五年の島原の乱鎮定後、幕府は真剣にキリシタン根絶を考え、そのためにポルトガル貿易禁止を實施しようとした。しかし多年にわたる日葡貿易はわが国の各方面に多くの物資を供給し、特に上流社会の必需品であった高級絹織物、毛織物、薬種などの多くがこの通商によって輸入されていたので、ポルトガル追放は幕府にとって容易ならざる決意を要した。

この間の事情を平戸オランダ商館日記（永積洋子氏訳第四輯 二〇八頁）は次のようにのべている。

家光時代の經濟生活と儉約思想

一六三九年七月二十日、井上（大目付、筑後守政重）はカピテン・フランソワ・カロンに質問「もし日本の当局がこの国からポルトガル人を追放したら、これまでポルトガル人がしていたように貴下達は日本に薬や絹織物をもつて来る方法を見出すことが出来るか」我々は「出来る」とはつきり答え、次の理由をあげて説明した。答え「これまでポルトガル人が日本にもたらした高価なカントンの織物と金羅紗はかれらが日本から追放されればシナ人にとって無用な物となろう。他の国はこのようなものを求めないからである。従つてシナ人は非常に銀を求めているので、すべての織物と金羅紗をオランダ人に渡すため、かれら自身の考えであらゆる方法を用いるだろう。ポルトガル人がもたらす乾物、薬は我々にその覚書が渡されれば我々はこれを満すだろう」。

なおこの日記には何回も閣老、大目付、長崎奉行から同じ質問があったと記されている。ついに老中酒井忠勝はカロンに対して「日本が他人の奉仕をうけることが出来るかぎり日本の船を国外に渡航させる必要なしと皇帝（將軍）に提案する」とのべた。

（同日記 二一六頁）

カロンの日記には「寛永十六年七月五日、幕府がキリシタン禁絶のためガレオット船の来航禁止を決断した」と特筆してある。

（同日記 二七五頁）

ここで当時のわが国の武士階級に舶来品が普及した様子を記述したい。まず寛永十六、十七年にオランダ商館が將軍に献上した舶来品（オランダ式臼砲を除く）をみよう。

一、オランダ産ビロード極上絹織物

- 一、イタリア産金羅紗 猩々緋の毛織物
- 一、ペルシア産金糸入り毛氈
- 一、銅製の灯籠（数十本のロウソク同時点火）
- 一、金銀細工の望遠鏡
- 一、金銀細工のオランダ騎士の武具
- 一、銀細工のピストル十二挺
- 一、木彫のオランダ人形二個（一個は主人、一個は召使、彩色して生きている人のようにつくられた）
- 一、黒い黒檀の美しい鏡台
- 一、銀鍍金した象牙の櫛、刷牙
- 一、模様入り大花瓶
- 一、青銅製時計、金のパイプ
- 一、ペルシア馬、オランダ大犬、美しい孔雀

などあり。（平戸オランダ商館日記 第四輯）家光がこのような珍器華麗なものにとりかこまれていたことがわかる。

当時の権力者達が多少の差はあっても、このような輸入文化を身につけていたことはオランダ日記にある贈物の記録が証明している。

そのトップ級の例をあげよう。前記の大目付、井上筑後守政重はオランダ人からキリシタンの検察官と呼ばれたキリシタン取締の最高責任者であるが、たいへんハイカラで洋服を着用し、西洋風の料理をこのみ、（オランダカピテン江戸出府中、自家製長崎風のパンを毎日提供した）またチーズや葡萄酒を日常使用し、オランダ輸入の品質にもうるさく、外筒の細工が精巧でもレンズの精度のわるい望遠鏡は受取らず、火打石

発火装置の新式銃の輸入を催促して、毎度カピテンを困らせている。洋風の医学知識も身につけていたらしく、慶安四年四月九日には病中の家光の腹部診断をおこなった。当時の欧風文化人であり、家光の信頼も厚かった。（鎖国 慶安日記増補 平戸オランダ商館日記）

なお当時の日本人の好みについて、ウイルレム・フェルステーンは一九四七年一月二二日の記事で左のようにかいている。

「日本人は欧州風のものをおのむ、猩々緋をもっともよろこび、赤、緋、黒ラーケンもよろこぶ、黄色はこのまぬ。オランダの高価なラーケンはこのまぬ。

戦争関係の新しい発明品はよろこぶが、珍貴なるものは一時このむがすぐあきる」。（出島蘭館日記下巻 村上直次郎氏）

次に輸入品が武士の中流階級の生活のなかに滲透している姿を「江戸時代の武家の生活」（進士慶幹氏）によって一覽しよう。

頼宜（紀州公）が砂丸馬場で馬を責めていたとき、俄かの村雨で、南の出矢倉に入って往來を見物していた。

すると小姓役の青柳伝四郎が通るのが見えた。緞子の袴をくり股立ちにし、羅紗の雨羽織に数寄屋足袋、高木履をはいて下人に長柄の唐傘をささせている。

緞子というのは地の厚い光沢の多い縞子織にした絹織物でシナからの輸入品の他、内地出来のものでも高価なものとされていた。数寄屋足袋とは木綿の足袋で茶会には革足袋を用いないところから、これは木綿づくりであった。長柄の唐傘というのは貴人の行列や遊女の道中などの絵で見かける柄も骨も長い傘でうしろからさしかけるものである。と、そ

のあとから藪三左衛門という二千石どりの侍がやって来た。見るとはだして返し股立ちをとり、木綿の羽織に手傘をさし、供の者十二、三人と一緒にまっ黒になつて行つた。先のお小姓はくくり股立ちというから指貫サシヌキ風に袴の裾に紐が通してあり、脛のあたりで結んで股立ちをとつていたが、三左衛門の方は返し股立ちといつて袴の裾をはしよつて股立ちをとる、つまり行列のお供の侍たちによく見る股立ちのとり方である。手傘というから自分で傘をさしているし、羽織も木綿出来である。供の者と一団となつて、さつと通り過ぎていった様がまっ黒になつてという表現をかりているのである。頼宜はこの両者を見ていたが近習の者にいうには、三左衛門は細川忠興(三斎)に幼少のころから使われ、万事を見習つているからあの甲斐甲斐しい様なのである。二千石もつっている身のはだしで木綿羽織を着、手傘をさし、供の者には鬼の子のようなものを大勢つれて通る利発さは、あれこそ武士というものである。

小切米の青柳伝四郎の様子はさても鈍な仕方である。下人の善悪でその主君の賢愚が察せられるというから、あの青柳めの仕方は我が恥である、且つは賞め、且つは嘆いた。(紀公言行録)

やや後の時代であるが室鳩巢はその著猷可録のなかで火消役(武士)の面々は羅紗の色替りで、自分の好みをいろいろと加え、十五着も二十着も結構に持えておき、それを火事のために着替えて出かけた。これでも分かるように、人々衣食住をはじめ、器物にも数寄をこらすようになったと歎き、また武士が伽羅や珊瑚などをもてあそぶようになったのは五代將軍綱吉の頃からだとも論じ、その原因は第一に風俗が年々美麗になつて来たことであつて、その華麗な風は大方二、三千石の大身のもの

から起り、それを小身のものが見習い、段々と積もつて行くものだから、何事も結構になつて行くのであると結論している。

羅紗といい、伽羅、珊瑚といい、いずれも輸入品で鎖国以後もこの通り華美であつたとすれば、寛永初めの貿易盛んな頃は舶来品が武士の生活に普及して次第に贅を競うようになり、再三の儉約令の施行によつても、その弊が改まらなかつたことは想像にかたくない。

三 武士の生活困窮

江戸の創業期には四民職分の別が明らかであつて、だれがみても武士町人百姓と区別できたが、いつの間にかその区別ができにくくなつた。

芝居や開帳などで大勢の人が集るところでは、ただ二本差しているかないかで武士と庶民との見分けがつくだけになつた。(駿府翁物語)

いつの時代でも昔はよい時代であつたと思いがちであるが、ことに収入源が固定している武士にとつて、物資の流通がさかんになり、その上輸入品がまわつて生活が華美になると、家庭の支出は増えるばかりで遣線の苦勞がたえない。昔の質素を回想しても、今の生活を変えることはできない。生活一般の向上は太平の風潮で何人も止めることのできないのは現代と同様であらう。

物価の上昇による生活困難は年を追つて激しくなつた。そこでかれらの唯一の頼みはこのサラリーマンと同じく、ベースアップの期待であつて、前項でのべたように、幕府は譜代大名、旗本に賜金とか貸付を行つてその困窮を救わざるを得なかつた。

寛永十九年三月家光が旗本たちを江戸城に召した。かれらは近年生活の困窮のことがお上に聞えて、また先年のように御救いの拝借でも出来

るのであるかと期待した。

家光は頭痛がするといって鉢巻すがたで出てきた。「旗本の諸士が困窮し果て、明日にでも戦が起つたなら品川までも出掛けることができぬと聞く、そのようなことではこの家光はどうなるとおもう」と涙を浮べた。十年前に先代秀忠公の御遺金を百石につき、百両賜わり、その上旗本一同に増増あり、七年前には旗本一同に多額の金銀の貸与を行ったにもかかわらず、なお諸士困窮とはまことに不審にたえぬとして、かく旗本一同の召集となったわけであった。

一同返答に窮していると、酒井忠勝が進みでて、「度々の拝借金を致したのは何のためであるか、御用にも立ち、御陣、上洛の時に人より先に勤めようと励むのが当然であるのに今日只今の御勤めさえ果しかねる由を聞き召された。

前々の御救いのことを思いだしてまた拝借を願えばなどと油断するからであろう。今後は御救いはなく、一同その心得で繰廻しをしてゆくよう、末々の番人まで申し合すようにせよ」と訓すうちに家光は奥に入ってしまった。忠勝は話をつづけて「諸士の困窮は泰平の御代のためであつて、乱世とちがい出費も多く、眷族もふえて次第に困窮となった。乱世の時には思いの外獲物もあるが大平の世では切りつめた生活であるから身上が続かなくなるのも当然である。人が多くなればなるほど諸物価のあがるのはこれまた泰平の世の定めである」とのべた。

(武野燭談 明良洪範 意識)

「乱世の時には思いの外獲物もあるが大平の世では身上が続かなくなる」といふ忠勝の言は武士本来の性格を語るもので興味ぶかい。

まことに戦乱の時勢であれば、槍一筋で武勇の士は手柄をあげ、戦勝の際は一躍何百石の増増にもあづかることができたであろう。しかし元和偃武からすでに三十年近く、世は鎮り、平和な社会には貨幣経済がすすみ、商品流通の波が武士達にとつて、最早一時しのぎのお上の御救ではどうにもならなくなったことを如実にこの逸話は物語っている。

家光の側近く仕えた永井某が久しく病気で引籠っていたが、あまり休んでいてもと久々に出仕した。

家光は永井の顔色をみて、「まだ勤めは無理だろう、遠慮せず養生せよ」と言った。ありがたくお受けして五十日ばかり静養して、よくなったので御前にでた。家光は永井に向つて「今市中では米の値段は何程であるか」と尋ねた。永井が「存ぜぬ由」答えると、重ねて「では鰯は何程、豆腐は何程か」と問うた。どちらも答えられぬと、家光は顔色をかえて「さてさて心掛けの悪いことである。こういうことは老臣どもに尋ねにくいので其方たち近臣にきかなければ知ることができぬではないか、しかるに何れも知らぬとは世事にうとく油断の至りである。

務めがいそがしく調べる暇がないなら別であるが、其方などは百日ばかりも引籠つていて、これらの事に思い至らぬようでは側近く勤めていても詮ないことである」と訓戒した。

この後、永井は毎日市中の物価を調べて御前に出していたが、よくよく見限られたものか何の御尋ねもなかった。家光の没後、永井は一番頭になり、やがて致仕したが、毎日米の値段と鰯や卵の花の相場を調べさせた。その子供等がこれを恠んだが笑って答えなかった。

老いて死期がせまり、明日は臨終というおり、子供や、親類を枕元に

あつめて永井はかつて家光から戒められた時の事を物語り「その折りは死ぬかとばかり恥入ったことであつた。それ故これを生涯忘れぬため、かく市中の物価を調べさせたのである」と言った。(逸話)

この話は直接武士の困窮に関連したものではない。また家光がいつも物価を念頭においたわけでもなく、永井の顔を見て、ふと思いついた質問であつたかもしれない。しかし為政者として四民の生活に何程かの関心をもち、諸物価高騰の噂さは時に家光の耳に入っていたのであろう。

正保四年五月には「先手頭大久保権右衛門正信、河野権右衛門通重所属の同心等小石川辺に住居しけるが、その宅前に市肆をかまえ商売するさまを、家光彼地にならせたまふとき御眼にふれられたり。先にも渡辺弥之助勝所属の同心さる事なして罪せられたり。その時も官長よく心入れ教諭すべき旨命ぜられたるに怠慢の至りとして、二人共閉門せしめられ、権右衛門通重が所属二十七人、権右衛門正信所属二十五人ことごとく追放」された。(徳川実記)

同心という下級武士にとって商売しては悪いという実感はなかつたという説明もあるが、どうであろうか、売買による利益、俗に、日銭が入るといふことは下級武士には抗しがたい魅力であり、部下の困窮を知る上役は処罰の前例があつたにもかかわらず、黙認していたのであろうし、それが世間一般に通用していたのかもしれない。將軍に見付けられたのは不運であつたと、自他共に認めたことであろう。この話は江戸初期の職業階級意識の定着しない実例として引用されるが、それほど強い意味はもたない。

四 武士の町人観

家光時代の経済生活と儉約思想

江戸のごく初めには日常生活の基礎である米麦その他の穀物、野菜を供給する農民、魚介類を食卓に提供してくれる漁民、建築から日用の小物までの生産技術を身につけた職人があればまず世の中は事足りて、商人などは目立つ存在でなく、また上流社会に高級な呉服、文具、薬物などを納める人々、舶来商品をかれらにもたらす貿易商などあつても、それは支配階級と結びついた前代以来の政商であつて庶民と日常のつながりをもつ町人ではなかつた。

しかし幕府創業以来半世紀近くなつた家光の時代には太平の持続とともに街道も整備され、人々の往来も多く、諸国物産の流通もさかんになり、消費生活の向上にともない武士も庶民も日用品を手に入れるためには商人に依存せざるを得なくなつた。

だが武士が商人の存在を積極的に認めたわけではない。本来は非生産的なもので望ましくないが、何かと便利調法なのでその活動をみとめたという程度であつた。

武士の気持から言えば、商人のおこなう銭もうけは利に走ることで武士の道徳の立場からは許されない。すなわち銭をもうけることに心が動かされ、義理にはずれ、武士の一分がすたることになる。従つて利を求める商行為は自分達と道徳を異にする身分の低い町人どもにまかせようと考へたのであろう。

江戸の繁栄が日を追つて進み、米を中心とする商取引もさかんになり、売買をめぐる商人の暴利、非行があらわれるようになった。

寛永十九年蔵奉行以下十数人、富商と謀つて市中の米価を吊上げて巨利を得たことが知れ、かれらは一族斬に処せられ、関係した富商等は資

財没収追放」となった。(徳川実記)

このような豪商の不正やその華美贅沢が市中の評判になり、かれらの反社会的行為が支配者たる武士に強く意識されるようになると、商人への曖昧な感情は次第に変化してきた。

当時のオランダカピテン・フランソワ・カロンは寛永十八年まで二十年間日本に在住したがその著「日本大王国志」(幸田成友氏訳)のなかで次のようにのべた。「商人は毫も重視せられざるのみか、却て軽蔑せられている。彼等は虚言をもって生活し、虚言を吐いて恐るることなく、汚き利益のため、商品を売らんがため、貴賤を問わず人々を欺くものと認められるからである」。

商人は虚言を吐く、信用できないという考えはこの時期の京坂、長崎の商人に対して幕閣の要人もしばしば口に出している。(平戸オランダ商館日記第三輯参照)

次に富商に対する反感の一例をあげよう。

商館長エルセラックの日記を引用すると「通辞の談話によれば、数日前京都に大火災があった。数名の悪漢が白昼放火し、小銃で絶えず之を援助したため、商人等は家財を持出すことも、火を消すことも出来ず三日の間燃え続け、最も有力なる商人の居住せる市の主要な街四十箇所は灰と化し、大商店及び倉庫と各種の立派な商品は焼亡し、多数の著名人が全く没落した。

同市の大法官(板倉周防守重宗)は激怒し、放火犯人を捕えたる者には金の小判百枚を与えることを直に布告させた」。(出島蘭館日誌上巻 村上

直次郎氏訳 二四七頁 寛永十九年六月六日 長崎)

これは表向政治に対する不満から暴発した事件らしいがしかも京都の富商に対する日頃の鬱憤をはらすという気配がうかがわれる。小銃を使用したことから背後に国内改革を志す大官が指揮していたという噂さが流れていた。とエルセラックはかき加えた。

だがこの時期の武士が商人をすべて軽蔑したのではない。慶安二年に幕府が郷邑に出した布達をみると、農民の日常生活を細かに規制した箇条のなかで「農民衣服に布木綿より外着すべからず。少しは商の心をもちて家計の助とすべし。そは貢賦のために雑穀をうりひさぎ、或は買もとめんにも、商の心なからん時には人に欺かるるものなり」とのべて農民といえども商の心掛けをもつように勧めている。武士に映ずる大方の百姓は愚昧で計数観念の少い、無駄を仕でかす者達であり、少しは利に明るい町人の商を見習えという程の意であろうが、生活のなかの商を正當に評価している。利益の追求が武士には不都合でも三民には必要と認めていたのではないか。

次の將軍家綱の頃から武士の代弁者として儒者が賤商思想を展開しはじめた。家光の時でないので、かれらの説をそのままこの時代に適用できないが、前代の世相を記憶している者の商人観を表現しているともいえるので一応ふれておきたい。

大宰春台は中国風の階級説をのべ「士は礼儀を知り、身に君子の行あるものとして上位におき、農は土に食むもの、工は芸事を執りて其の力に食むもの、商は貨物に食するもの」として職能の差を明らかにし、さらに農は勤勞して力を用いるも、利を得ること少いから士の次に貴く、工は農よりも力を用いること少いが利を得ること農より多いので農より

賤しく、最後に商はひたすら智を以て機利を射るもので力を用いずして利を得ることが常に多いから、もつとも賤しい者である」(産語)と記した。

山鹿素行は「商は只利を知りて義を知らず、身を利することのみ心とす」(山鹿語類)とのべて商人の不道德性を強調した。

この商人への反感は次第に高まり、貝原益軒は「古の明王は農を重んじて工商を抑へ、五穀を貴んで金玉を賤み給えり」(君子訓)と言ったが、荻生徂徠になると、「兎角金さえあれば賤しき民も大名の如くにして何の咎もなし、只悲しきは不_レ持_レ金手前悪しければ高位有徳の人も自ら肩身すぼまりて、人にけおとさる今の世界」(政談)と金がすべてを左右する時勢を歎いたが、さらに「武家と百姓とは、田地より外の渡世は無く、常住の者なれば、只武家と百姓の常住に宜しき様にするを治の根本とすべし、商人は不定なる渡世をする者故、善悪右に云が如し、然れば商人の潰ることは嘗て構間敷也」(同前)と極言して商人を罵りつたのは前代からつづく富商の不当利潤、分を越えた栄華贅沢に立腹した商人憎悪の表現にほかならない。

(五) 奢侈禁止と儉約令

伊達者という言葉は当時伊達家の家臣が着飾った華麗な装束から始つたといわれ、また寛永元年、蒲生忠郷は家光をその邸に招待するにあたって、特に御成門を造営したが、その結構の美は時人の眼をみはらしむるに足り、後にいたるまで見物人のたえることなく「蒲生のひぐらし門」の称をえた。(江戸時代の武家の生活 進士慶幹氏 町人 坂田吉雄氏)

このような大名の華美は幕府の黙認するか、時に望むところであつ

た。しかしその親族や譜代の家人に対しては贅沢を禁じ、きびしい儉約を命じた。

その実例を左に掲げる。

寛永十五年九月 家光の長女千代姫が尾張家徳川光友に入輿のことが定つた。家光、阿部対馬守重次を使として名古屋に遣し、明年入輿のこにより、第宅華美に結構さるる由聞いた。さり乍ら天下教戒の爲にも、麗美を省かれ、いかにも手軽く構造すべし。と命じた。

同十六年四月 白木書院に於て、三家はじめ万石以上の者を悉く召し出し、世の中の有様、年を追うて奢侈の風に移る由聞ゆるを以て、しばしば禁制したが、なお華美の事が多い。今より後、各々国に於て弥々儉約を守り沙汰すべき旨面諭した。この外番頭、物頭、目付等をも召し出して儉約を諭すこと度々あつた。

同十七年正月 松平新五左衛門直次所屬の同心が身分不相応な衣服を着用していたのが家光の目にとまり、すでに死罪にも仰せつけらるべきところであつたが、年頭のこと故、死一等を減じて追放された。また爾後、歩行同心等は緋、袖、木綿の外一切着用すべからず。と仰せ出された。

大番組頭加藤太郎左衛門良勝はその家屋をこけら葺とし、周囲に石垣をめぐらした廉により、幕府の忌違に触れ、吟味の結果身に応じたる武器をも用意し、余財をもって居宅を営作したものであることが判明したが、その居宅を速かに破却すべきことを命ぜられた。(徳川実記 日記 紀伊記)

このように幕府は親族、譜代大名、旗本に対して儉約を命じ、驕奢によつて生活困窮し軍役の備えを怠るときは断乎たる処置を致す旨を申渡

した。

次にカピテン・ニコラス・クレーケバツケルの記述（平戸オランダ商館日記 永積洋子氏訳）によって同趣旨の例をあげよう。

閣老内匠殿（牧野内匠頭信成）に長さ二十四エル四分の三、買入価格十九グルデンの猩々緋一反を贈ったが、彼はこれを宿に送り返し、我々の贈物に感謝し、「皇帝（将軍）の禁令により、貴下達の贈物を受取ることには出来ないが、私の友情と出来る限りの援助することは信頼してよい」と言った。（一九三七年一月八日）

カピテン・フランソワ・カロンの日記によると、我々を訪ねて来た多数の商人から、すべての商品は値下りし、低廉な入札が続いていると聞いた。この最も主な理由は皇帝（将軍）が布告により、貴族、商人、市民の使用人は今後絹の着物を着てはならないと厳しく命令したからである。これらの人々は全部で数千人で多量に使用していた。それぞれの召使を華美に装わせていたからである。また領主役者は今後、金羅紗、刺繍、金入りの布を着物や寝具に用いてはならないと命令された。即ちこれらの人々の大部分はこれらの高価な品物を非常に大量に使用していたので、今この厳しい禁令はすべての商品にとって非常な障害となり、入札は引続き止められたままである。（一六四〇年五月二二日）

同じくカロンの日記によると、日本の皇帝（将軍）は普通の領主が今後火薬庫にある鉄砲の覆いとして赤羅紗を使うのを厳禁した。また一般の人はピロードおよび高価な着物を着てはならないと布告した。京都では滞貨になっている絹織物が全部最近更に十パーセント値下りした。

（一六四〇年一〇月二日）

カピテン・マキシミアン・ルメールの日記によると、大阪町奉行は「オランダ・カピテンは質素にし、彼の周りに少しの供を連れて旅行するようになり、これは江戸の宮廷と大官によるこぼれるであろう。この状況では会社にとつてもよいであろう」と忠告した。（一六四一年三月二六日）寛永十八年正月十三日江戸で大火があった。三月後江戸に到着したルメールの日記に次の記事がある。

領主、国王、または皇帝（将軍）の家臣で年収百石以下の者、および一般市民は今後上着、マント、帯、鼻緒に綸子、花模様または縞の日本産絹織物を用いてはならない。またピロード、無地または模様入りの縞子、緞子、その他の様な名でも絹織物を上着のおりかえし、袴、マントに使ってはならない。皇帝（将軍）はこの禁令により誇り高い人が残念に思い、藁の帯を身につけることもあり得ると認め、これも厳重に禁止させた。また誰もカイランギ種の鮫皮の鞆に入れた長い脇差、別名短刀を持つてはならず、円い縁のある帽子をかぶったり、その髪を頭頂部に結んだり、頬に長いひげを生やしてはならない。これはあまりに高慢な反抗的態度と思われるからである。あらゆる種類の賭、他人から金や賞品を得るための遊びは以上の各項と同様、最もきびしく死刑を以て禁止する。

領主、地方君主は許可を得た者を除き、今後今まで使っていたような白い絹の上着を寝間着として着ることは出来ない。数日前に伝達されたこの皇帝（将軍）の命令に違反したため、毎日多数の人が首をはねられ、殺されていると聞いて驚いた。以上の禁令は会社の取引にとって利益とならない。このことから彼等が適当な時に、外国人による商品供給

を断ち、彼等の国の国産品に切り替えようとするため準備していることが結論出来る。しかし日本人はこれについて別な理由をあげている。即ち皇帝（將軍）が次のことを聞いたからである。

一般の貴族、市民、臣下が以前から華美になり、これがますますひどくなって、既に主人と召使の区別がつかない程になり、少ししか持たないものは僅かの財産で持てる人と競争しているのである。この窮乏により彼等は間接的な方法を用いねばならず、そしてこの窮乏及びこの数年間続く盗賊は江戸の町中、その附近で大規模に行われ、これに対して今まで穏かな手段で規制することは出来なかつた。そこで皇帝（將軍）は上記の告示を出し、この違反者は非常に厳しく罰せざるを得なかつた。皇帝（將軍）は華美を抑えれば、大きな窮乏を防ぎ、盗賊に道理をさくらせ、彼等の腐敗も自然に消滅するだろうと結論した。（一六四一年四月二八日）

平戸オランダ商館日記を長文引用したが、なかでもルメールの記事はそのニュース・ソースがかれと接した通訳、宿主、商人、役人のファイルを通してという点は考慮しなければならないが、三三〇年前の人々の生活風景をタイム・トンネルを覗くように生き生きと再現してくれる貴重なものである。

この時期、上下貧富の差が目立ち、社会不安も増大して盗賊が横行し、華美な服飾、異風の容姿が競われ、権力に反抗するポーズをとる者もあらわれ、身分制秩序をおびやかす徴候ともみられた。

その為、幕府は生活全般にわたって微細をつくした禁令を再三布告するにいたつた。

家光時代の経済生活と儉約思想

元来当時の為政者が考えた儉約道徳は鎌倉幕府以来の武士のあるべき姿としての質朴剛健から発し、特に北条氏の執権時代に奢りを戒め、自ら質素儉約を実行したことは時頼の逸話などよく知られているが、戦国期の分国法にも時にこの心得があげられ、上無欲にして公平なれば、下自ら質素儉約にして、天下静謐ならんといった趣旨のもので、江戸創業以来の武家の儉約思想も大方このようなものであつた。

そこには時頼の頃から四百年もたち、時代の進歩、人口の増加、都市の発達、海外との通交など広く経済社会の変遷に思いおよばない武士の姿がある。

武士を支配者とする封建社会ではその財源の基礎が農民の生産物であつたから、農産物の増加が何より大切であつたが、そのための施策はただ奢りを戒め儉約を奨励するという消極的なもので前述の慶安二年の布達をみて、

- 一、酒茶買飲むべからず
 - 一、八木（米）雑穀を妄りに妻子に喫せしめず
 - 一、飲食遊興に超過する者（妻）は去るべし
 - 一、農民衣服に布木綿より外着すべからず
- というようなきびしい生活規制の方針だけが打ち出され、それは農民を萎縮させ、新規開墾など生産拡大に向うエネルギーを失なわせ、農産物の生産増進には結びつかない。従つてそれに依存する武家全体の財源も限定されてしまふ。武士の収入の固定による生活困窮は度々の將軍の賜金貸付によつてもおぎなうことができなかった。

鎌倉時代以来の武家の根本精神にかえれといつても、それは出来ない

ことであつて、質素を守つても物価高の波に抵抗できない。武士の前借り収入はかれらに物資を供給する商人の懐中に納まり、やがて元禄期の富商の誕生する基となった。

結

家光が深く帰依した沢菴宗彭は儉約について、その考えを禅の弟子、柳生但馬守宗矩に示した。

「奢り一つを禁じたら世の中は治まる。すなわち奢りを禁ずれば世の中は銭金を下さらずとも治まるのである。奢るから貧になるのだ。その貧になる所以は、一つは銀山から銀を掘出す、今一つは煙草を作るからである。

煙草を作るとそれだけ土地がいらぬものに使れて米を作る所が少なくなる。今一つは田を作るべき百姓が山に入って金を掘る。金が多くなつて来て、それで米が高くなつて来るのであるから金を掘ることを止めて煙草を禁じさえすれば治まる。世の儒者は出家が食を食ひ尽すと言ふけれども、出家にならなくても百姓をするわけではない。出家にならぬでも食ふものは食ふ。百姓になるべき者が百姓しないでおるから米が少なくなる」(寛永十一年 沢菴書翰写) 辻善之助博士はこの沢菴の儉約説が家光に影響したと推測して、たとえば第五項であげた寛永十五年、十六年、十七年の儉約奨励は沢菴の教示に負うところが多いのではないかとのべた。(武家時代と禅僧 辻善之助氏) なお博士は「夜譚筆話」という書物をひいて次の逸話を紹介している。「毛利秀元、林道春、阿部対馬守というような人が皆城中に弁当を自分で携えてくる。所が或時毛利の弁当に塩鮭があつた。それは珍しいといつて皆でわけて食べた。或は阿部対馬守

が焼飯を紙に包んで持ってきて、その飯を食べた後に、その紙のしわを伸ばして紙に付いている飯を拾つて食べてその紙を捨てないで鼻紙にする為に取つて置いた」。

儉約を絵にかいたような話であるが、このような事が伝えられる程、世間一般は華美贅沢であつて、またそれが人々の生活を圧迫したので、敵しい儉約令布告が度々おこなわれたという説明であろう。

以上家光の財政と儉約に焦点をあて、当時の経済生活一端をみたが、最後に主題をはなれるが家光の容姿、性格、健康について一言しておきたい。

家光の容姿についてはその画像が徳川家と日光輪王寺に伝えられ、家光公伝の巻頭に掲げられたものをみたかぎりでは、前者の方が眼差、口元が個性的でかなり神経質な顔である。後者は両眼の間隔が広く肥りぎみで家光の崇拜する祖父家康の壮年期を想定し、それに似る意図をもつてかかれたものであろう。

家光の容姿の具体的な記述が出島蘭館日誌にあるので引用する。一六四三年一月一日ヤン・ファン・エルセラツクが將軍に謁見した記事のなかで、家光は黒い帽子をかぶり、黒い絹服を着た丈の低いやせた人であるとのべている。(出島蘭館日誌中巻 一三七頁)、一六四七年一月六日ウイルレム・フェルステーヘンの謁見では、將軍は頭に冠りものなく、黒き衣に青い網をかけており、色白く容貌は立派で余り肥満でなく、むしろやせており、丈はひくからずむしろたかく、顔は円からず長い方で年齢は四十三歳をこえているが四十歳より上にみえぬ。「この正保四月一日に家光四十三歳六ヶ月であつた」(前掲日誌下巻一五三頁)

このフェルステーヘンの観察はかなり正確で前述徳川家所蔵の家光画像を言葉で描写したらこの通りであるとおもわれる。(画像はやや頬が豊かであるがこれは当時の人物画の手法であろう)

次に家光の性格について私見をのべたい。よく知られている通り、家光は竹千代と呼ばれた幼少から青年期まで、秀忠の命によって酒井忠世以下すぐれた家臣によって特別に輔育されたが、それはあまり丈夫でない生来内向性の少年を剛健不屈な武家將軍に作りあげる、いわば人工的な所為であつて、不自然な努力を強制するくらいがあつた。その教育から解放されると同時に最高の権力者の地位に就かなければならなかつたのは何といつても不幸なことであつた。そして自己の判断による責任のある行為が求められると、その性格のアンバランスが目立ってくる。

(家光の行跡にはその実例が少くない)

主君の不条理な行動ほど家臣にとって恐しいものはない。家光の威厳に恐懼して側近く仕えながら、容易にその顔を見られなかつたという家光の述懐がある。(君臣言行録)

いわゆる寛永の三輔と称された三老臣中、青山忠俊の処罰、酒井忠世の失脚にしても、家光の行為には理のとどかぬ陰性なものがあつて賢君の行跡とはいいがたい。専制君主は臣下に奉仕を求めらるもので、家臣の輔育の恩などというものはないのかもしれないが、家光の行為には異常なものがありすぎる。

その原因は明らかにかれの健康状態、その病弱な体質からきたものであろう。日本の史料では家光の病名として、目、鼻、咽喉の疾患があり、瘡オコリにかかつたことが記されている。オランダ史料では、寛永十三年

將軍家光は憂鬱症にかかり、翌年になるも政をみなかつたので將軍は死んだが喪を發しないという風評が生れた。(バタビヤ城日誌 村上直次郎氏訳)これを初めとして平戸オランダ商館日記には神経症、記憶喪失症、狂氣の後遺症などの病名がしばしばでてくる。將軍の病氣の為、諸侯の謁見がとどこほり、幕閣では政務の予定が変更され、困っていることがオランダ人の耳にも入ってくる。このような記事が江戸滞在中のカピテンの日記によくでてくるが、家光の病氣をあまり重くみて、その治政を評価するのもゆきすぎであるが、少くともかれの性格にその病弱な体質が深い影響をおよぼしていることは確かである。

結びに天海の家光評を加えておきたい。

「神祖、すなはち家康公は万事に通達して、人情世態のことにも熟知したから、何事を申上げるにもやすらかであつて滞る所がなかつた。台徳院(秀忠公)も資質溫柔であられたから同じ様であつたが、当代(家光公)は極めて聡明英武であられるから何となく何事も申上げにくい(寛元聞書)親しく三代の將軍に接した天海の言葉であるが、この「聡明英武」の評、言外に意あつて微妙である。(七三年八月三〇日)